

# 公益財団法人結核予防会結核研究所

## 研究不正防止規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人結核予防会結核研究所（以下、「研究所」という。）における、研究活動にともなって発生する不正行為の防止、及び不正行為の問題が発生した場合の迅速かつ適正な解決を図るため、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において、「公的研究費」とは、文部科学省・日本学術振興会等の公的資金配分機関（以下、「資金配分機関」という。）が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

2 本規程において、「研究者」とは、研究所に配分された公的研究費の配分を受けて研究に携わる者をいう。

3 本規程において、「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次の各号に掲げる不正行為をいう。ただし、適切な方法により正当に得られた研究成果が、結果的に誤りであった場合は、不正行為に該当しないものとする。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なしに流用すること。
- (4) 二重投稿 著者自身によって既に公表されていることを開示することなく、同一の情報を投稿し、発表すること。
- (5) 不適切なオーサーシップ 著者としての資格がないにもかかわらず著者としてクレジットされること、あるいは著者としての資格がありながら著者としてクレジットされないこと。
- (6) 利益相反 外部との経済的な利益関係によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと第三者からみなされかねない事態のこと。
- (7) 研究費等の不正使用 実体を伴わない謝金・給与を支払わせること、架空の取引により代金を支払わせ業者への預け金として管理させること、実体を伴わない旅費を支払わせることなど、法令、資金配分機関の各種規程及び研究所の各種規程に違反する経費の使用をいう。
- (8) その他 前号までに掲げたこと以外で、研究者として、研究者の倫理に反する行為をすること。

- 4 本規程において「被告発者」とは、直接の告発の対象となった者及びその関係者で、調査の過程において当該告発の対象となった研究にかかわる者で不正行為に関与した疑いがある者をいう。

(研究活動における不正防止への取組)

- 第3条 研究活動における不正防止への取組については、研究者が必要な施策を講じるほか、不正行為の問題が発生した場合においても適切に対処するものとする。
- 2 公益財団法人結核予防会倫理規程の遵守及び研究者の責任ある研究活動における倫理観の醸成については、研究倫理教育責任者が中心になってこれに対応する。なお、研究倫理教育責任者については、公益財団法人結核予防会結核研究所公的研究費管理規程において、別に定める。
  - 3 研究活動における不正行為については、その疑いも含めて、公益財団法人結核予防会結核研究所長（以下、「所長」）の責任において、必要があれば研究活動不正調査委員会を組織し、迅速かつ公正に調査・検証を行うとともに、その結果により適切に処理するものとする。

(研究データ保存・開示等の義務づけ)

- 第4条 研究者は論文・著書等による研究成果の発表から最低5年間、当該研究成果にかかわるすべての研究データを保存しなければならない。

\*退職等の取扱い……研究責任者は、自らのグループの研究者の転出や退職に際して、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち保存すべきものに係る対象論文名、研究データの保存場所及び後日確認が必要となった場合の連絡方法等について、当該研究者と確認した内容を記載したものを保管し、追跡可能としておくこと。また、必要に応じ、研究データ等のバックアップを保管するなどの措置を講ずること。なお、研究責任者の転出や退職に際しては、当該部長等は、これに準じた取扱いとすること。

\*開示等……研究者及び研究責任者は、論文等の形で発表した研究成果について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を開示しなければならない。なお、転出や退職後もその責を負うものとする。

\*各部における取扱い……取扱いについては、各部において定める。その際、研究分野の特性、研究コミュニティの意見及び各部の状況等に留意すること。

(告発窓口)

- 第5条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、事務部研究支援室に受付窓口を置くものとする（以下「告発窓口」という）。
- 2 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。
  - 3 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示さ

れ、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

- 4 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、所長と協議の上、これを受け付けることができる。
- 5 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、所長に報告するものとする。所長は、当該告発に関係する部局責任者等に、その内容を通知するものとする。
- 6 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 7 公益財団法人結核予防会コンプライアンスガイドラインに基づき、公益財団法人結核予防会顧問弁護士を告発の窓口とすることができる。

#### (告発の相談)

- 第6条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。
- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
  - 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、所長に報告するものとする。
  - 4 第3項の報告があったときは、所長は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

#### (告発窓口の職員の義務)

- 第7条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。
- 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
  - 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

#### (告発者の保護)

- 第8条 所長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 結核研究所に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
  - 3 所長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則に従って、その者に対して処分を課すことができる。
  - 4 所長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な

措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

- 第9条 結核研究所に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 所長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則に従って、その者に対して処分を課することができる。
  - 3 所長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(責任担当者)

- 第10条 研究活動における不正行為について調査を行う場合は、所長を責任担当者とする。
- 2 所長が責任担当者になることが不適当と認められる場合、又は遂行に当って補佐が必要な場合、部長会は所長の同意を得て、公益財団法人結核予防会結核研究所副所長及び部長の中から責任担当者を指名することができる。
  - 3 責任担当者が指名された場合、本条以降にある「所長」を「責任担当者」に読み替えて、準用する。
  - 4 責任担当者は、その置くべき事由が止んだときは、当然その職を退くものとする。

(不正行為にかかわる予備調査)

- 第11条 不正行為にかかわる告発・通報等（報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む）がなされた場合、所長は告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を実施し、本調査を実施するか否かについて、告発・通報等の受理から30日以内に決定するものとする。
- 2 予備調査の実施が決定した場合、告発者及び被告発者、並びに当該告発案件に関係する者は、調査に対して協力しなければならない。
  - 3 予備調査実施の決定及びその結果については、資金配分機関に対してもこれを報告するものとする。

(研究活動不正調査委員会)

- 第12条 予備調査の結果、本調査を実施することを決定したときは、事案毎に研究活動不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。
- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
    - (1) 委員長 所長が指名する者
    - (2) 委員 所長が指名する者若干名
  - 3 前項第2号に定めるすべての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。また、調査委員のうち過半数は、外部有識者に委嘱するものとする。

- 4 調査委員には当法人に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を参加させることとする。
- 5 調査委員会の任務は、対象となる事案に関し、次の各号に掲げる通りとする。
  - (1) 研究活動における不正行為の有無及び不正の内容、不正に関与した者及びその関与の程度・不正使用の相当額等に関する調査を行うこと。
  - (2) 前号の調査結果に基づく事実の認定に関すること。
  - (3) その他対象となる事案に関して必要なこと。
- 6 調査委員会は、調査を行うに当たり、公平性及び中立性・透明性を確保するとともに、迅速に行うようつとめるものとする。
- 7 委員の任期は、当該事案にかかわる任務が終了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合、所長は速やかに後任の委員を補充するものとする。
- 8 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（不正行為にかかわる本調査）

第13条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。なお、以下、本規程において「調査」とのみある場合は、「本調査」を指すものとする。

- 2 本調査の開始が決定した場合、告発者及び被告発者に対し、文書によりその旨を通知し、改めて調査への協力を求めるものとする。
- 3 前項の通知は、調査委員会委員の氏名及び所属を併せて通知するものとする。
- 4 告発者及び被告発者は、前項の通知を受け取った日（当事者が居所に不在で当該通知を送達できない場合は、当該通知を内容証明付きの郵便で発出した日の翌々日。当事者の居所及び所在が不明で当該通知を送達できない場合は、所長が当該通知の送達を決定した日の翌々日。）後、10日以内に理由を添えて調査委員会委員に関する異議申立てをすることができる。
- 5 異議申立てがあった場合、所長が審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てにかかわる調査委員会委員を交代させることができる。
- 6 所長は、前項の委員交代が行われたとき、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 7 所長は、当該事案の研究にかかわる資金配分機関がある場合、当該機関に調査を行うことを通知するものとする。

（調査協力義務）

第14条 調査対象となっている事案にかかわる者は、当該事案にかかわる関連データの提出等、積極的に調査に協力する義務及び真実を述べる義務を負うものとする。

（調査の方法等）

第15条 調査は、当該研究にかかわる論文、各種資料の精査、当該研究費にかかわる各種伝

票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者のヒアリング等により行うものとする。

なお、調査を行う場合は、被告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えるものとする。

- 2 被告発者が弁明を行う場合は、当該研究が適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づき適切な表現で書かれたものであることを、科学的合理的な理由を示して説明しなければならない。
- 3 調査委員会は、前項の弁明において、被告発者が論文、各種資料、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により科学的合理的な理由を示せない場合は、不正行為とみなすものとする。ただし、被告発者が善管注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など。）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができないこと等正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。また、論文、各種資料、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類などの不存在が、合理的な保存期間を超えること等による場合についても同様とする。
- 4 調査委員会は、調査を行う過程で被告発者にかかわる当該研究以外の研究について疑義が生じた場合、調査委員会の判断によりその他の研究等も調査の対象とすることができる。
- 5 調査委員会は、必要に応じて調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は関係する機器・資料等の保全の措置をとることができる。
- 6 調査委員会は、前項の措置をとる場合、必要最小限の範囲及び期間に止め、事前に通知を行う。
- 7 調査委員会が一時閉鎖した場所の調査及び保全された機器・資料等の調査を行う場合は、必要に応じて調査委員会が指名する者を立ち合わせることができる。
- 8 上記に掲げるもののほか、調査委員会における調査の方法等については、調査委員会が定める。

#### （事実の認定）

- 第16条 調査委員会は、調査の開始後180日以内に、調査結果に基づき、不正行為の有無及び不正の内容、不正に関与した者及びその程度、不正使用の相当額等について認定するものとする。なお、認定に当たっては、前条第2項の定めによる被告発者が行う弁明を受けるとともに、調査によって得られた物的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行うものとする。ただし、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。
- 2 不正行為があったと認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究にかかわる論文等（共著者の論文等を含む。）及び当該研究における役割を認定するものとする。
  - 3 不正行為がなかったと認定された場合で、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその認定を行うものとする。なお、こ

の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えるものとする。

- 4 告発者が前項の定めに基づく弁明を行う場合は、当該告発が真正であること及び悪意に基づくものでないことを、科学的合理的な理由を示して説明しなければならない。
- 5 調査委員会は、調査及び認定が終了したときは、調査の関係資料及び認定結果を、所長に報告するものとする。

#### (調査結果の通知)

- 第17条 所長は、調査の終了後、告発者及び被告発者に調査結果を通知するものとする。
- 2 所長は、当該不正にかかわる事案において、資金配分機関がある場合、告発・通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者がかかわる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該配分機関に提出するものとする。また、必要があれば、対応について当該配分機関と協議するものとする。なお、告発等がなされる前に取り下げられた論文等にかかわる調査において、不正行為があったと認定されたときは、取り下げなど研究者が自ら行った善後措置及びその措置をとるに至った経緯・事情等を最終報告書に付すものとする。
  - 3 資金配分機関から請求があった場合、所長は、正当な理由がある場合を除き、たとえ調査途中であったとしても、調査の関係資料及び中間報告等を調査委員会から報告させ、当該機関に通知するものとする。また、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかにそれを認定し、当該機関に通知するものとする。

#### (秘密保護義務)

- 第18条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。
- 2 所長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
  - 3 所長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
  - 4 所長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

#### (悪意に基づく通報)

- 第19条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを

目的とする告発をいう。

- 2 調査委員会が、調査の過程において当該告発が悪意に基づくものであったと判断した場合は、直ちに調査を中止し、当該告発を悪意に基づくものと認定の上、所長に報告するものとする。
- 3 所長は、前項の報告を受けた場合、告発者（当該告発者が研究所以外の機関に所属する者であった場合はその所属機関への通知を含む。）、被告発者並びに資金配分機関がある場合は当該機関に通知するものとする。

（被告発者の不服申立て）

第20条 第17条第1項により不正行為を行ったと認定された旨の通知を受け取った被告発者は、その認定について、理由を添えて、不服申立てをすることができる。

- 2 不服申立ては、前項に掲げる通知を受け取った日（被告発者が居所に不在で当該通知を送達できない場合は、当該通知を内容証明付きの郵便で発出した日の翌々日。被告発者の居所及び所在が不明で当該通知を送達できない場合は、所長が当該通知の送達を決定した日の翌々日。）後、30日以内に行わなければならない。
- 3 所長は、不服申立てがあった場合には、告発者に通知するとともに、資金配分機関がある場合、当該機関に通知する。また、不服申立ての却下、再調査開始の決定、再調査の中止及び審査の打ち切りをしたときも同様とする。
- 4 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会委員の適格性にかかわるものである場合は、所長が審査し、その内容が妥当であると判断したときは、調査委員会委員を交代させて再調査及び審査させることができる。
- 5 不服申立てについて、調査委員会は、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、当該事案の再調査について速やかに決定し所長に報告するものとする。なお、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合で、当該不服申立てが、当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断したときは、以後の不服申立てを受理しないことができる。
- 6 調査委員会が再調査を行う場合は、調査結果を覆すに足る資料の提出を要請する等、当該事案の速やかな解決に向けて、被告発者に再調査の協力を求めるものとする。ただし、被告発者の協力が得られない場合は、再調査を中止するとともに、不服申し立ての審査を打ち切ることができるものとする。なお、当該審査を打ち切った際は、速やかに所長に報告するものとする。
- 7 調査委員会が再調査を開始した場合、概ね50日以内にその結果を所長に報告する。所長は当該結果を告発者及び被告発者に通知するとともに、資金配分機関がある場合、当該機関に通知するものとする。

（告発者の不服申し立て）

第21条 第19条第3項により悪意に基づく通報を行ったと認定された旨の通知を受け取った告発者は、その認定について、理由を添えて、不服申立てをすることができる。

- 2 前項に定めるほか、告発者の不服申し立てにかかわる手続きは、前条第2項から第7

項までの規定を、「被告発者」を「告発者」、「告発者」を「被告発者」に読み替えて適用する。

(調査結果等の公表)

- 第22条 所長は、調査委員会が調査事案について不正行為が行われたと認定した場合、速やかに調査結果を公表するものとする。なお、公表する内容には、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、研究所が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等を含むことができるものとする。
- 2 調査委員会が調査事案について不正行為がなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、告発者及び被告発者の了解を得て調査結果を公表することができるものとする。なお、その場合の公表内容については、不正行為がなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合を含む。）、被告発者の氏名・所属、調査委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等を含むことができるものとする。また、悪意に基づく告発と認定された場合は、必要に応じ、告発者の氏名・所属を併せて公表できるものとする。
- 3 所長は、不正行為がなかったと認定された者について、その名誉を回復するため、当該事案において不正行為がなかった旨を調査関係者に対して周知するとともに、公表までに前項ただし書きに掲げる事前漏洩等があった場合には、不正の無かった旨を報道機関等外部に向けて公表する等、不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(調査の結果を受けた処置)

- 第23条 研究所は、調査の結果を踏まえて、必要に応じて、不正行為を行ったと認定された者あるいは悪意に基づく告発と認定された告発者について、懲戒処分及び刑事告発等適切な処置を行うことができる。

(不正行為に対する善後策)

- 第24条 所長は、不正行為を行ったと認定された者に、当該不正行為について、不正行為があったと認定された論文等の取り下げ等の善後策を講じるよう勧告するものとする。
- 2 所長は、不正行為を行ったと認定された者に、当該不正行為に使用した資金及び施設・設備等について、返還及び原状回復を求めることができるものとする。

(研究費の執行等)

- 第25条 所長は、調査を行うことを決定した場合には、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究にかかわる研究費の支出の停止等、適切な措置をとることができる。
- 2 所長は、不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与は認定されていないが不正行為が認定された論文等の主たる著者の当該研

究にかかわる研究費の支出を中止することができる。

- 3 所長は、不正行為が行われなかったと認定された場合、調査に際してとった研究費支出の停止等の措置を解除するものとする。

(他機関等との関係)

第26条 所長は、告発内容において、調査対象として研究所の研究者が該当しないときは、該当する研究機関等に当該告発を回付する。

- 2 研究所以外の他の機関等から、研究所の研究者が対象となる研究活動における不正行為に該当する事案が回付された場合には、告発があったものとして取扱うものとする。報道等により不正行為が指摘された場合においても、同様とする。

- 3 所長は、調査の対象が他の機関の研究者にも関係する場合等、調査を行うに当り他の機関との連携が必要と認められる場合、当該機関に必要な協力要請を行うなど、調査が円滑に行われるよう取りはからうものとする。

- 4 所長は、資金配分機関等、研究所以外の機関から、研究活動における不正行為に該当する事案について協力を要請された場合、調査に支障がある等の正当な事由がある場合を除き、当該事案にかかわる資料の提出・閲覧あるいは現地調査の実施等、研究所として可能な限り協力するよう取りはからうものとする。

(懲戒)

第27条 懲戒は公益財団法人結核予防会就業規則の定めによる。

(改廃)

第28条 本規程の改廃は、結核研究所部長会が行う。

附則

本規程は、平成27年3月25日から施行する。

平成29年12月7日改訂する。

2021年2月9日「公的研究費に係る不正処理規程」との統合により、改訂する。

2021年9月22日改訂する。